

はじめに

■小平市地域エネルギービジョン 2025 見直しの背景

市は、令和4（2022）年2月にCO₂排出量（以下、「CO₂排出量」という）を **2050 年に実質ゼロにすることを指す「ゼロカーボンシティ宣言」**を表明しました。

また、令和5（2023）年3月に、国の「地球温暖化対策計画」や東京都の「2030 年カーボンハーフに向けた取組の加速 -Fast forward to “Carbon Half” -」を踏まえ、「小平市地域エネルギービジョン」の見直しを行い、令和12（2030）年度のCO₂排出量の削減目標を **基準年度[平成25（2013）年度]比で50%削減に上方修正（それまでは30%削減）**しました。

その後も、国においては令和7（2025）年2月に地球温暖化計画を改訂し、温室効果ガスの排出削減と経済成長の同時実現に資する地球温暖化対策を推進していくこととしました。

同時に、国際連合枠組条約事務局（UNFCCC）に対し、新たな「日本のNDC（国が決定する貢献）」を提出し、2050年ネット・ゼロの実現に向けた直線的な経路にある野心的な目標として、令和17（2035）年度、令和22（2040）年度において、温室効果ガスを平成25（2013）年度からそれぞれ60%、73%削減を目指すことを表明しました。

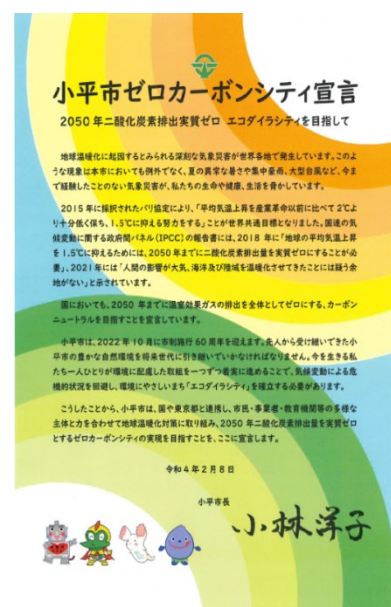
また、東京都も令和7（2025）年3月に「ゼロエミッション東京戦略 Beyond カーボンハーフ」を策定し、令和17（2035）年までに温室効果ガス排出量を60%以上削減（2000年比）する新たな目標を掲げました。

■小平市地域エネルギービジョン 2025 見直しの目的

本市は、令和5（2023）年3月の「小平市地域エネルギービジョン」の見直し以降、市全体のCO₂排出量の削減及び市の事務事業に伴い発生するCO₂の削減に率先して取り組んできました。

しかしながら、近年、猛暑や豪雨などの気候変動の深刻化や炭素循環社会への移行等、環境を取り巻く状況は日々変化していること、本計画が令和7（2025）年度で5年目を迎えることから、中間時点での進行管理として、現況や施策の進捗状況、課題、社会情勢の変化などを把握し、一層事業を推進するため、見直しを実施することとしました。

なお、令和5（2023）年3月に行った地域エネルギービジョンの見直しと区別するため、標題を「小平市地域エネルギービジョン 2025 見直し」としています。



小平市ゼロカーボンシティ宣言
資料：本市HP（小平市、2022）

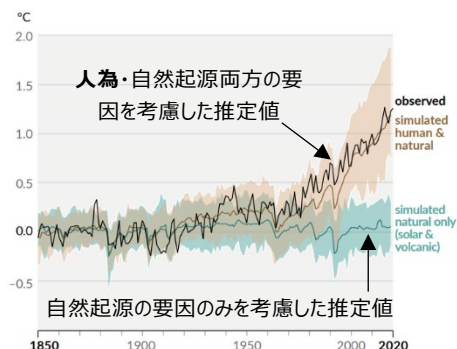
第4章 施策の展開

1 基本方針Ⅰ 地球温暖化・エネルギー対策の推進【小平市地域エネルギービジョン】

1-1 気候変動・再生可能エネルギー等を取り巻く国内外の動向

1-1-1 世界の平均気温の上昇と気候危機の深刻化

近年、地球温暖化の影響により世界の平均気温は上昇を続けており、各地で異常気象等の気候変動の影響が顕在化しています。気候変動に関する政府間パネル（IPCC）が公表した「第6次評価報告書」の中で科学的知見に基づく分析の結果、「人間の影響が大気、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がない」と断定し、将来における気候危機を回避し、脱炭素社会を実現するためには、温室効果ガスの大幅な排出削減が地球全体の喫緊の課題であると指摘しています。



世界気温に関する近年の昇温要因

資料：AR6 Climate Change 2021: The Physical Science Basis より作成

1-1-2 地球温暖化対策をめぐる主な国内外の動向

(1) 世界の動向

平成30（2018）年に公表された気候変動に関する政府間パネル（IPCC）「1.5°C特別報告書」の中で、世界の平均気温の上昇を1.5°Cの水準に抑えるためには、「CO₂排出量を2050年頃に正味ゼロにすることが必要」と指摘しています。これを受け、世界各国で2050年までのカーボンニュートラル達成を目標に掲げる動きが広がっており、令和3（2021）年に開催された第26回気候変動枠組条約締約国会議（COP26）では、今世紀半ば、及びその経過点の令和12（2030）年に向けて野心的な気候変動対策を締約国に求め、特に、2030年までの行動を加速させる必要があることが強調されています。

一方地政学的な観点では、一部の国や地域における紛争の激化や保護主義的な対応の変化に伴って、温室効果ガスの削減に向けた各国協調の足並みが乱れつつあることが懸念されています。

(2) 国内の動向

令和7（2025）年2月18日、わが国では世界の平均気温の上昇を1.5°Cの水準に抑える目標と整合した次期削減目標として、令和17（2035）年度・令和22（2040）年度に温室効果ガスの排出量を平成25（2013）年度からそれぞれ60%、73%削減を気候変動に関する国際連合枠組条約事務局（UNFCCC）に提出しました。同日、この新たな削減目標及びその実現に向けた対策・施策を位置付ける「地球温暖化対策計画」、「第7次エネルギー基本計画」を閣議決定するなど、国内での脱炭素に向けた動きが大きく加速しています。

(3) 東京都の動向

都は令和3（2021）年1月に、令和12（2030）年までの行動が極めて重要であるとの考えのもと、都内の温室効果ガス排出量を令和12（2030）年までに50%削減（2000年比）することを表明しました。

さらに、令和7（2025）年5月には、2030年カーボンハーフとその先の未来を見据え、「ゼロエミッション東京戦略 Beyond カーボンハーフ」を策定し、令和17（2035）年

までに温室効果ガス排出量を 60%以上削減（2000 年比）する新たな目標と、その達成に向けた 31 の個別目標を設定しました。再生可能エネルギーの基幹エネルギー化やエネルギー効率の最大化、水素エネルギーの社会実装、適応策の強化など、あらゆる取組を戦略的に展開し、世界のモデルとなる「脱炭素都市」の実現を目指しています。

これらの動きの一環として、都は特定供給事業者（1 棟当たりの延べ面積が 2,000 m² 未満の中小規模建物を都内で年間 2 万 m² 以上供給する事業者）を対象に、新築の建物に対して太陽光発電設備等の設置の義務付け等を行う建築物環境報告書制度が令和 7（2025）年 4 月に施行されました。

1-2 市の現状分析

1-2-1 本市の CO₂ 排出量とエネルギー消費量の現状

(1) CO₂ 排出量とエネルギー消費量の実績値の推移

本市では、直近の令和 4（2022）年度の CO₂ 排出量が基準年となる平成 25（2013）年度から 22.1%減少（623 千 t-CO₂→485 千 t-CO₂）するなど、市全体の CO₂ 排出量の削減が進んできました。その主な要因としては産業部門・運輸部門での削減が大幅に進んだ結果によるものであり、CO₂ 排出量全体の約 80%を占める家庭部門・業務部門での削減はあまり進んでいません。これは、エネルギー消費量でも概ね同様の傾向を示しています。

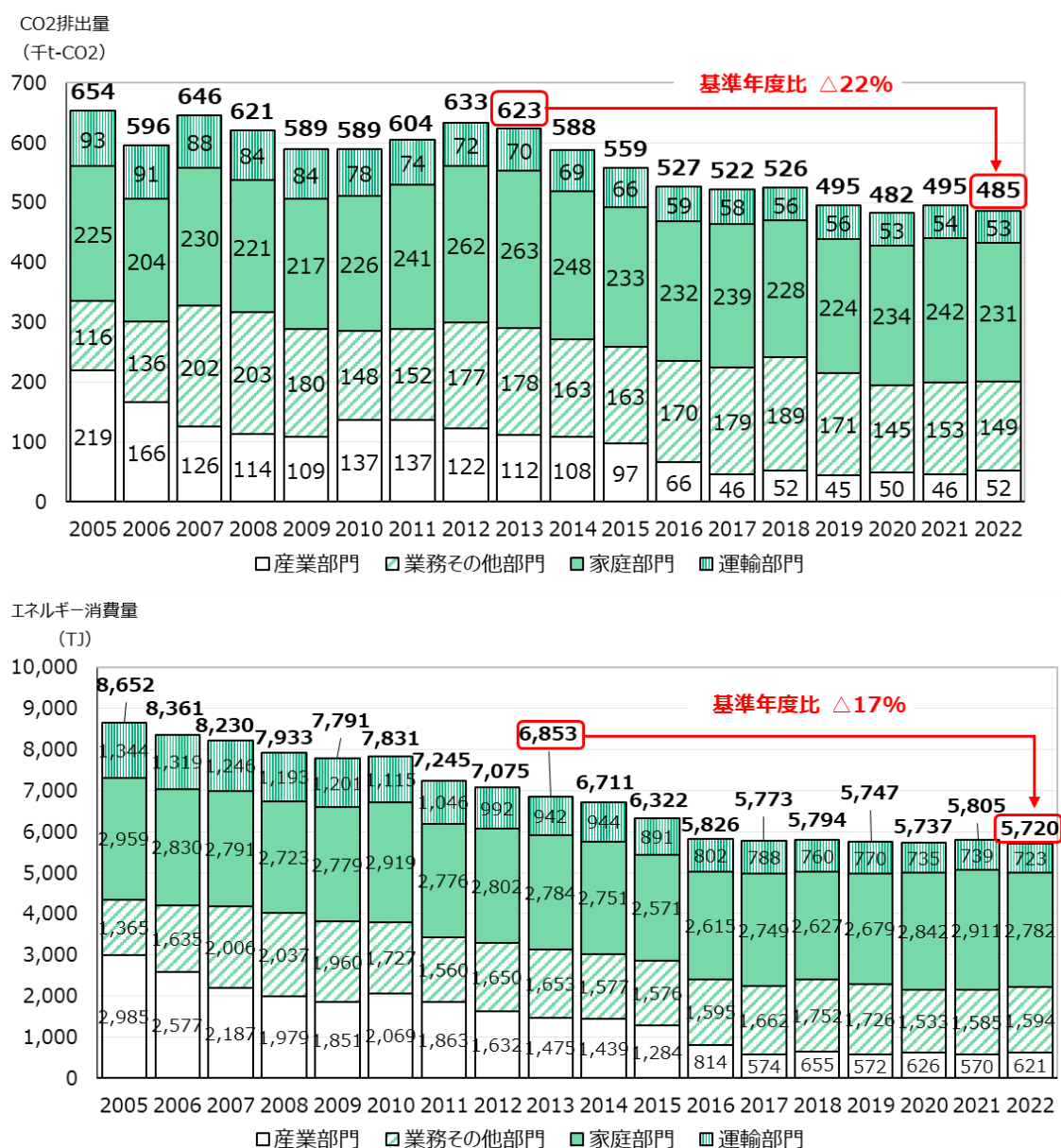


図 4-1 市の部門別 CO₂ 排出量（上段）とエネルギー消費量（下段）の推移

資料：みどり東京・温暖化防止プロジェクト温室効果ガス排出量(推計)算定結果

(オール東京 62 市区町村共同事業みどり東京, 2022)をもとに作成

※ TJ (テラ・ジュール) とはエネルギーを表す単位で、電力量に換算すると 1TJ≒277, 778kWh に相当する

(2) 再生可能エネルギーの導入ポテンシャルと導入量の推移

①再生可能エネルギーの導入ポテンシャル

本市における再エネの導入ポテンシャルは、令和4(2022)年度時点で電力1,728TJ/年(480,005MWh/年)、熱5,884TJ/年と想定され、このうち電力の導入ポテンシャルは全体の97%が太陽光発電と見込まれます。

近年ゼロカーボンガスやメタネーションなど脱炭素化燃料の開発も進みつつあり、このような環境負荷の少ない燃料も活用しながらCO₂排出量削減を進めていく必要があります。

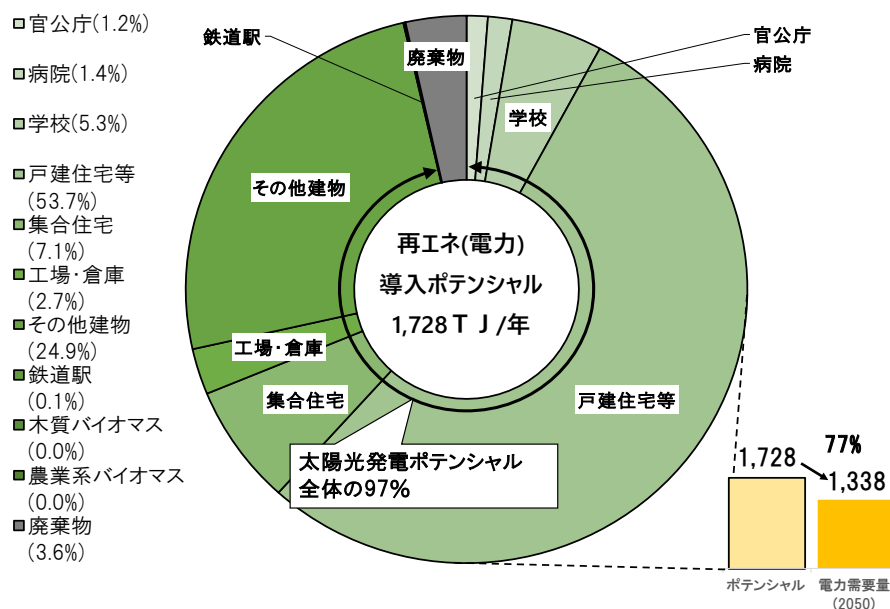


図 4-2 市の再エネポテンシャル（令和4（2022）年度時点）

資料：REPOS 自治体再エネ情報カルテ（2025年、環境省）、再生可能エネルギー等の賦存量等の調査についての統一
的なガイドライン～再生可能エネルギー資源等の活用による「緑の分権改革」の推進のために～（緑の分権改
革推進会議 第四分科会、2011）、平成25年度廃棄物処理システムにおける創エネルギーポテンシャル調査委
託業務報告書（環境省、2014）をもとに作成

※ 図中の縦棒グラフは再エネポテンシャルと2050年ゼロカーボン達成に必要な再エネ需要量を比較したもの

②再生可能エネルギーの導入量推移

現状、市内での再エネの導入は全て太陽光発電となっています。令和5(2023)年度
時点の導入量は64TJ/年で、10kW以下の小規模なものを中心に年々増加してはいるも
の、導入ポテンシャルと比べると再エネ導入量は小さく、市内における再エネの導入
余地は大きいといえます。

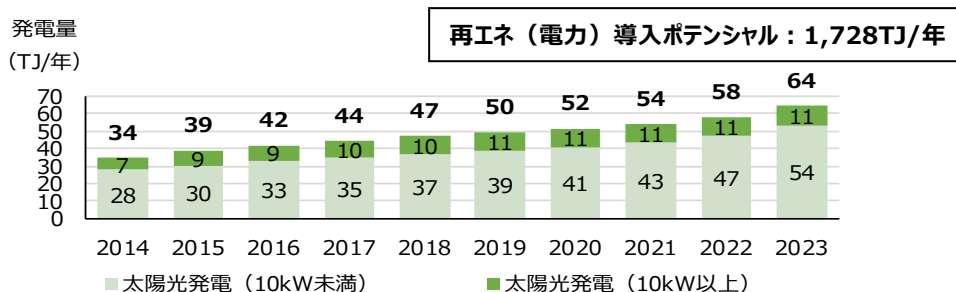


図 4-3 市の再エネ導入量の推移

資料：REPOS 自治体再エネ情報カルテ（各年、環境省）をもとに作成

1-3 CO₂ 排出量の将来推計と再生可能エネルギーの導入目標

1-3-1 CO₂ 排出量の将来推計

これまで通りの施策を続けた場合の 2030 年度の CO₂ 排出量（以下、「BAU」という）は過去の推移より 487 千 t-CO₂ と予測され、基準年度（平成 25（2013）年度：623 千 t-CO₂）と比べ 22%の削減が予想されます。一方国は地球温暖化対策計画や第 6 次エネルギー基本計画で 2030 年度までに取り組む省エネ対策（以下、「国施策」という）を示しており、本市も国施策の実施により、令和 12(2030)年度までに基準年度比で 36%の削減が見込まれます。

関連して、市内では民間企業によるデータセンター立地が見込まれています。一般的にデータセンターの電力需要は大きいため、同施設稼働による本市 CO₂ 排出量への影響を注視していく必要があります。

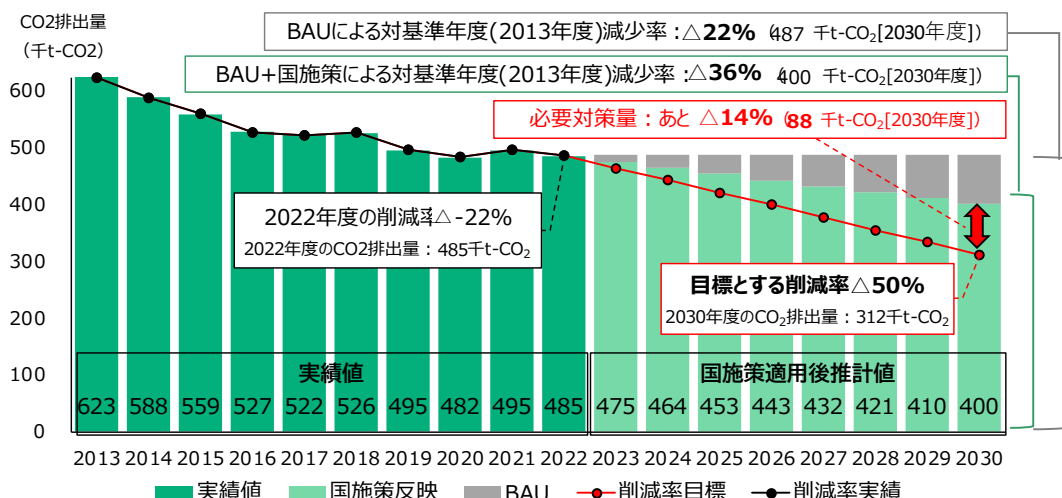


図 4-4 本市の CO₂ 排出量の将来推計（BAU・国施策反映）

1-3-2 CO₂ 排出量の削減目標（基本方針の達成状況を図るための成果指標）

令和 32（2050）年の「小平市ゼロカーボンシティ」の実現（2050 年 CO₂ 排出量実質ゼロの達成）、及び令和 12（2030）年における CO₂ 排出量の削減目標（国目標（46%削減）、東京都目標（50%削減））を考慮して、本市は令和 12(2030)年度に平成 25(2013)年度比で 50%削減を目指します。このため、令和 12（2030）年度までに追加的に必要となる CO₂ 排出量削減の必要対策量は 88 千 t-CO₂となっており、本目標の達成に向けては都と連携した CO₂ 削減の取組を行います。

なお、本計画の計画期間は令和 12(2030)年度までですが、国や都は 2035 年度までに温室効果ガスを 60%削減する目標を設定しており、2050 年カーボンニュートラルの達成に向けて、本市での令和 12(2030)年度以降を見据えた取組について引き続き検討を続けていきます。

基本方針の達成状況を図るための成果指標

数値目標 (千 t-CO ₂)	基準値 (2013)	現状値 (2022)	目標値 (2030)	長期目標 (2050)
CO ₂ 排出量 (I 初年起源)	623	485 (△22%)	312 (△50%)	0 (△100%)

1-3-3 再生可能エネルギーの導入目標

令和 12（2030）年度の必要対策量（88 千 t-CO₂）を満たすためには、電力や熱の再エネ導入による化石燃料使用量の削減が必要で、電力と熱の実績値推移から予測すると**令和 12(2030)年度までに電力と熱で 963TJ の再エネ導入が必要**です。なお現状では、熱の再エネ技術が開発途上であることを考慮し、熱の電化によるエネルギー転換を図るなど、柔軟に再エネ化を推進します。

なお、必要とされる再エネは市内の再エネポテンシャルを下回っており、理論的には**市内で必要な再エネを確保することが可能**です。

表 4-1 再エネの必要対策量と再エネポテンシャルとの比較

区分	①必要対策量（2030 年度）	②再エネポテンシャル	ポテンシャル比率①/②
計	963 TJ（88 千 t-CO₂）	7,612 TJ	約 13%
うち、電力分	423 TJ(59 千 t-CO ₂)	1,728 TJ	約 24%
うち、熱分	540 TJ(30 千 t-CO ₂)	5,884 TJ	約 9%

1-4 施策の展開

1-4-1 これまでの取組と課題

「市の現状分析」でも触れたように、CO₂排出量全体の約 80%を占める家庭部門・業務部門の削減はあまり進んでいません。

本市を取り巻く近年の環境変化として、コロナ禍に伴う在宅ワークの増加やその後の新型コロナウイルス感染症の 5 類感染症指定に伴う在宅ワークの減少など、生活様式の変化に伴う CO₂排出量の増減が生じています。

また、地球温暖化が要因と考えられる近年の夏の猛暑による冷房使用の増加や令和 12（2030）年まで続くと想定される小平市の人口増加の影響など、家庭部門・業務部門に関連する CO₂排出量削減の見通しは、楽観視できる状況ではありません。

こうした状況を踏まえ、ゼロカーボンシティ実現に向けてこれまでの取組を継続するとともに、小平市をはじめ、住民や事業者も主体となる**取組の継続と大幅な拡充が必要**です。

表 4-2 取組ごとの実施状況※

数値目標	現状値 (2024)	目標値 (2030)	進捗率
環境家計簿の記録件数（年間）	3,047 件	5,000 件	60.9%
公共施設における LED 照明導入率	67.6%	80%	84.5%
公用車の ZEV 導入促進 （保有台数）	17 台 (104 台中)	40 台	42.5%
エネルギー消費量	(2022 年度)5,720TJ (2013 年度比-17%)	3,399TJ (2013 年度比-50%)	59.4%
公共施設での公共発電設備の 設置施設数	40 施設	45 施設	88.9%
創エネ・蓄エネ機器等設置費用の助 成件数（2007 年度からの累計）	3,420 件	5,000 件	68.4%
再エネの導入実績	16GWh (57.8TJ)	130GWh (468TJ)	12.3%
EV スタンドの施設数 （公共・民間）	21 か所	20 か所	105.0%
未整備地区における 雨水管きょ整備地区数	4 地区	7 地区	57.1%
雨水貯留・浸透施設設置地区数	3 地区	7 地区	42.9%

※ 詳細は、「1-4-3 施策の展開」施策 1～3 を参照

1-4-2 2050 年に目指す姿

令和 32（2050）年の「小平市ゼロカーボンシティ」実現には、全ての市民が日常生活、産業活動、建築、交通インフラ利用など、あらゆる分野で脱炭素化を進める必要があります。市民や事業者など様々な主体が自ら取り組むことが重要です。このために、脱炭素化を進め、地球温暖化の要因となる新たな炭素の発生を抑制する炭素循環社会※の実現を目指す令和 32（2050）年の将来ビジョンとまちのイメージを共有します。

※ 「炭素循環社会」とは、石油やガソリンなど多くの化石燃料を消費することで招いた地球温暖化への反省を踏まえ、省エネや再エネの導入を通じて二酸化炭素の排出抑制を図り、地球規模で炭素が正しく循環する社会のこと。

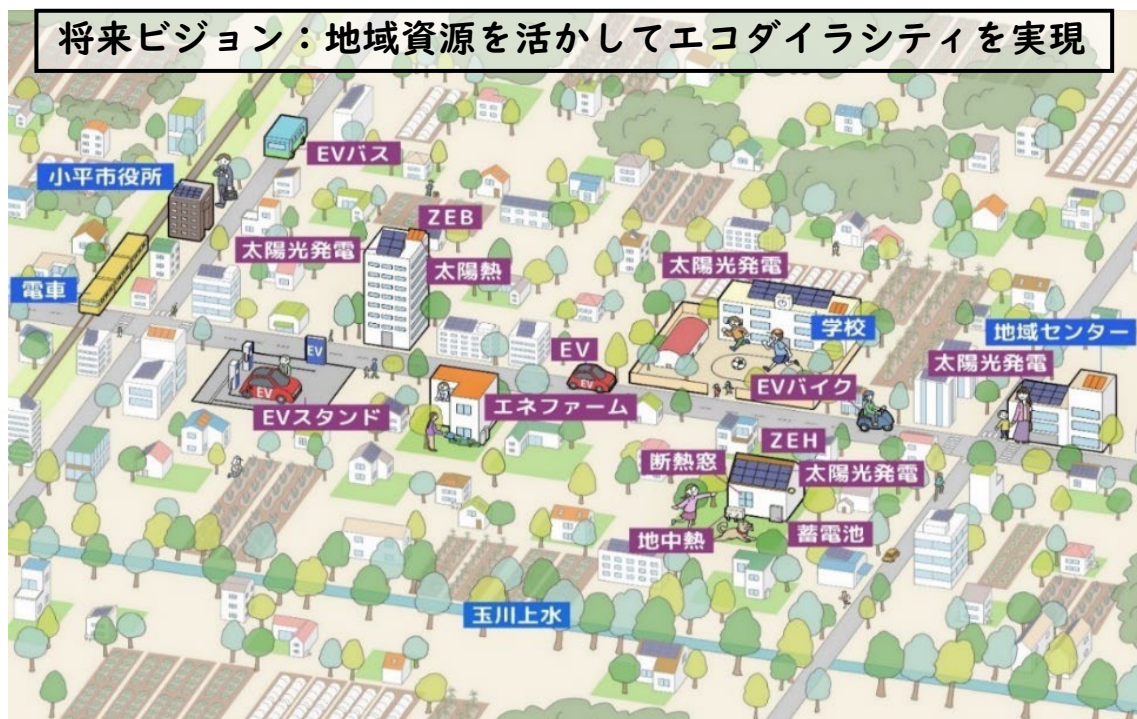


図 4-5 2050 年の将来ビジョンとまちのイメージ

1-4-3 施策の展開

本市の「脱炭素戦略」としての位置づけを踏まえ、地球温暖化防止のための「緩和策」として更なる省エネと地域の再エネの有効活用を推進するとともに、気候変動の影響を回避・軽減するための「適応策」にも取り組むなど、取組をさらに拡大します。

取組は国や都の行う施策の他、本市に関わる全てのステークホルダー（市民・市内事業者・市）がそれぞれの立場で進めていく必要があることから、市の行う取組として、市民や市内事業者への働きかけや情報提供、機運の醸成、公共施設における率先行動、イベントや環境教育への取組のさらなる拡大を図ります。

■施策 1 省エネルギーの推進

炭素循環社会の構築に向けた取組として、エネルギー消費量の削減に努めます。

本市はこれまで、市民団体等との協働によって省エネ・省資源の取組の普及啓発に努めるとともに、環境に配慮した設備・機器等の導入を進めてきました。

近年の動きとして令和 9(2027)年までに蛍光灯の製造及び輸出入が禁止(水銀に関する水俣条約・水銀汚染防止法)になるなど、省エネや環境保護の動きが加速する中で、今後は市民一人ひとりの省エネ行動の深化を図るとともに、都の取組や国施策との連携も図りつつ、さらなる省エネ設備・機器等の導入や導入促進に努めます。

【具体的な取組】【関連：[方針]-[施策 No]】

・市民版環境配慮指針の普及拡大【V-3】	環境政策課
・環境家計簿アプリの活用【V-3】	環境政策課
・LED 化の推進	環境政策課、施設整備課、施設担当課
・ZEV(電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車)の導入【IV-1】	総務課、環境政策課、自動車保有課
・公共施設における率先行動（環境配慮型建材の使用等）	環境政策課、施設整備課、施設担当課
・省エネ関連情報(窓断熱、省エネ家電、国や都の補助金等)の発信や、省エネ診断、セクターカップリング※等の省エネに寄与する取組の促進、及び普及啓発【V-3】	環境政策課
・利便性向上等を通じた公共交通の利用促進【IV-4】	公共交通課
・省エネ家電等の買い換え費用の補助	環境政策課
・知見を有するエネルギー事業者と連携した取組	環境政策課

※ エネルギーは電力、熱、燃料の3種類に分けられ、この区分をセクターと言う。セクターカップリングとは、エネルギーをセクター間で融通し合い効率的な利用を図ること。例えば、太陽光発電の余剰電力をEVの自動車燃料として利用することで、ガソリン使用量の削減と再エネ余剰電力の有効活用ができる



電気自動車



環境家計簿



数値目標	現状値(2024)	目標値(2030)
環境家計簿の利用件数※ ¹	3,047件	5,000件
公共施設におけるLED照明導入率	67.6%	80%
公用車のZEV※ ² 導入促進	17台(104台中)	40台
エネルギー消費量※ ³	(2022年度値) 5,720 TJ (2013年度比-17%)	3,399 TJ (2013年度比-50%)

※¹ 環境家計簿参加者が入力した月数の合計

※² ZEV (Zero Emission Vehicle) とは、排出ガスを一切出さない電気自動車や燃料電池車のこと

※³ 省エネ設備・機器等の導入など、国施策等を含めた省エネの取組でエネルギー消費量の削減を目指す目標値。2030年度のCO₂排出削減目標の達成には化石燃料由来のエネルギー消費量を3,399 TJ (2013年度比-50%)とする必要があり、5,720 TJと3,399 TJとの差分(2,321 TJ)は省エネ・再エネ導入等を図る必要がある

■ 施策2 再生可能エネルギーの活用

本市はこれまで、公共施設への太陽光発電システムの導入や市民・事業者への新エネルギー機器設置費の助成に努めるとともに、市民共同発電所との連携にも取り組んできましたが、現状、再エネ導入実績は16GWh※¹ (太陽光発電のみ)に留まっています。

ゼロカーボンの実現には、再エネポテンシャルの活用が必要とされ、特に家庭・業務部門で導入拡大に向けた働きかけが重要です。

そのため、これまでの取組の拡充のほか、再エネの地産地消に向けた検討やEVインフラの整備促進、太陽熱利用促進等の再エネ利用環境の改善、水素サプライチェーン構築の情報収集※²などの取組を行います。

なお、太陽光発電設備は導入気運の醸成やPPAモデル※³の普及等による導入拡大を

図る必要がありますが、下記目標値（130GWh）達成には、仮に戸建て住宅のみを対象とした場合に令和 12(2030)年度までに約 3 割の住宅で設備導入が必要となるなど、目標達成はかなり厳しいものの、国や都とも連携しつつ導入を推進します。

- ※1 1GWh=1,000,000kWh (1GWh は、平均的な住宅が 1 年間に消費する電力 (4,300kWh/戸) の約 230 戸分に相当)
 ※2 東京都では水素ステーションの整備等、多様な分野での水素の需要拡大・社会実装化が取組の方向性として示されています
 ※3 PPA とは電力販売契約 (Power Purchase Agreement) という意味で、PPA モデルは第三者モデルとも呼ばれ、企業や自治体が保有する施設の屋根や遊休地等の場所を事業者が借り、無償で太陽光発電設備を設置し、発電した電気を施設内で使用することで電気料金と CO₂ 排出の削減を図ることができるもの

【具体的な取組】【関連：[方針]-[施策 No]】

・公共施設における再エネの最大限の活用	環境政策課、施設整備課、施設担当課
・創エネ・蓄エネ機器等設置費用の助成	環境政策課
・市民共同発電所との連携	環境政策課
・ごみ焼却熱の発電や熱供給への有効利用	資源循環課
・下水熱利用の検討	下水道課
・効率的なエネルギー利用に関する情報(再エネ設備、国や都の補助金)の発信【V-3】	環境政策課
・再エネ電力の選択に関する普及促進	環境政策課
・再エネの地産地消に向けた検討	環境政策課
・EV 活用インフラの整備促進	環境政策課
・バイオ炭の活用についての情報収集	環境政策課、産業振興課
・太陽光発電装置の発電効率アップ技術や次世代型太陽電池についての情報収集	環境政策課



太陽光発電設備(市民総合体育館)



ごみ焼却熱の有効活用(こもれびの足湯)

数値目標	現状値(2024)	目標値(2030)
公共施設での太陽光発電設備の設置施設数	40 施設	45 施設
創エネ・蓄エネ機器等設置費用の助成件数 ^{※1}	3,420 件	5,000 件
再エネの導入実績 ^{※2}	16 GWh (57.8TJ)	130 GWh (468TJ)
EV スタンドの施設数 (公共・民間)	21 か所	30 か所

※1 2007 年度からの助成件数の累計

※2 自治体再エネ情報カルテ (環境省) 等により把握。導入目標の達成に向けて、これまでの取組の拡大に加え、PPA モデルの普及促進や再エネの外部調達などにより目標達成を目指す

■施策3 気候変動への適応

CO₂排出量の削減に取り組む一方、気候変動の影響を回避・軽減する適応策が重要となっています。気候変動による影響は他分野かつ広範囲に及ぶため、本計画では、環境分野と関連が深い取組を中心に位置づけつつ、複数の分野に係る影響については、分野間の枠を超えた連携に努めます。

気候変動への適応に向けた対策として、ハード整備とともに、家庭や事業所で行う気候変動適応策の普及啓発に努めます。

近年、地球温暖化の影響により気温が上昇しており、国による熱中症特別警戒アラートの創設や事業者による熱中症対策の義務化など夏の暑さ対策が講じられています。

本市においてもこうした国の動きに連動して、市内でクーリングシェルトアの指定等を順次進めています。

【具体的な取組】【関連：[方針]-[施策 No]】

・透水性舗装の整備	道路課
・未整備地区における雨水管きょ整備	下水道課
・雨水貯留・浸透施設の設置促進	水と緑と公園課 下水道課
・打ち水の普及【V-3】	環境政策課 施設担当課
・熱中症・蚊媒介感染症等への注意喚起【V-3】	健康推進課 環境政策課
・気候変動適応策の普及啓発【V-3】	環境政策課
・指定暑熱避難施設（クーリングシェルトア）の指定	健康推進課



打ち水風景



雨水管きょ整備

数値目標	現状値(2024)	目標値(2030)
未整備地区における雨水管きょ整備地区数※1	4 地区	○地区
雨水貯留・浸透施設設置地区数※2	3 地区	○地区

※1 「小平市第二次下水道プラン」における目標値
7地区の整備により、未整備地区での雨水管きょ整備率は20.5% (2019) から24.2% (2025) となる見込み
雨水管きょ整備率(%) = 雨水管きょ整備済み区域面積 / 雨水管きょ整備対象区域面積 (分流式下水道 654.6 ha) × 100

※2 「小平市第二次下水道プラン」における目標値
7地区の整備により、490 m³ から920 m³ 程度の処理量を見込む
処理量(m³) = 浸透量(m³/hr) + 貯留量(V)
浸透量(m³/hr) : 1時間あたりの地中にしみ込む水の量

1-4-4 市民・事業者・市民団体の取組

CO₂排出量の令和 12(2030)年度 50%削減目標の達成に向けて、市民、事業者及び市民団体は、国、東京都及び本市との連携も図りつつ、以下の取組を進める必要があります。このうち市民(家庭部門に該当)は、省エネや創エネとして再エネ導入をこれまでよりも加速する必要があります。また、事業者(主に業務部門に該当)は国や地方公共団体を中心に、省エネの取組や、建替等を契機とした再エネ導入が引き続き必要です(省エネの詳細は P7 参考を参照)。

このように、国や地方公共団体での取組の推進はもとより、市民や事業者、市民団体はそれぞれの立場に応じ、目標達成に向けた対応を図ることがとても重要です。

本市の 2050 年カーボンニュートラルの達成のためには、先進的な取組や知見を有するエネルギー事業者との連携が重要であることから、市は令和 5(2023)年 11 月に東京ガス株式会社と「ゼロカーボン・エコダイラシティ」の実現に向けた包括連携に関する協定を締結しています。

■ 市民の取組

- ・市民の行動変容やライフスタイル転換を強力に後押しするため、国民運動「デコ活」に取り組めます【国施策関連】※
- ・市民版環境配慮指針を活用した省エネに取り組めます
- ・環境家計簿を活用してエネルギーの使用状況を見える化します
- ・自立分散型エネルギー(再エネ設備(太陽光発電や太陽熱利用等)、蓄電池、家庭用燃料電池等)の導入を進め、災害対策にも役立てます
- ・暑さ・寒さ対策や感染症予防(手洗い・消毒)に取り組めます
- ・既存の住宅において、断熱改修や、省エネ診断等も活用し、省エネ性能の高い設備・機器への買い替え等、住宅の省エネ化を進めます【国施策関連】
- ・住宅の新築時には年間エネルギー消費がゼロとなる ZEH 対応を図ります【国施策関連】
- ・移動には公共交通機関の積極的な利用やカーシェアリングを活用するほか、車を買換えるときは、電気自動車等を選びます【国施策関連】
- ・環境負荷の少ない電力(グリーン電力)に切り替えます

■ 事業者の取組

- ・事業者の行動変容やライフスタイル転換を強力に後押しするため、国民運動「デコ活」に取り組めます【国施策関連】
- ・RE100、EP100 などの取組に参加します【国施策関連】
- ・従業員を対象として、熱中症や蚊媒介感染症への注意喚起を行います
- ・環境マネジメントシステムの考え方や仕組みを取り入れます【国施策関連】
- ・事業活動において、環境面から事業者の社会的責任(CSR)を果たすほか、事業活動に社会貢献を結び付けた CSV にも取り組めます
- ・自立分散型エネルギー(再エネ設備(太陽光発電や太陽熱利用等)、蓄電池、業務用燃料電池等)の導入を進め、災害対策にも役立てます
- ・断熱改修や機器の改修、省エネ診断等、事業所・工場の省エネ化を進めます【国施策関連】
- ・事業所の新築時には、年間のエネルギー消費がゼロとなる ZEB 対応を図ります【国施策関連】
- ・熱や燃料は、CO₂ 排出量の少ない燃料(重油→天然ガス、脱炭素燃料、水素・アンモニア燃料等)の利用に努めます【国施策関連】
- ・農業分野で化学肥料の使用量削減といった環境負荷低減に取り組むほか、取組の「見

-
- える化」を通じ、消費者に対し、環境に配慮した農産物の選択を促します【国施策関連】
- ・移動には公共交通機関を積極的に利用するほか、車を買替えるときは、電気自動車等を選びます【国施策関連】
 - ・環境負荷の少ない電力（グリーン電力）に切り替えます。
 - ・製品へのカーボンフットプリント（サプライチェーン全体での CO₂ 排出量を見える化）表示に取り組めます。

◇市民団体の取組

- ・省エネ行動などの普及・啓発活動を積極的に行います【国施策関連】
- ・再エネの普及・導入に努めます

※ 国施策関連：国の第6次エネルギー基本計画に記載された国と市が協力して取り組む施策

第6章 計画の推進

1 目標（指標）の見直し

市では、「小平市地域エネルギービジョン」に掲げる基本方針を達成するため、地球温暖化防止のための「緩和策」として、さらなる省エネルギー化とエネルギーの有効活用を推進するとともに、気候変動の影響を回避・軽減するための「適応策」にも取り組むなど、取組を拡大してきました。今回の中間見直し時点での達成状況を踏まえ、より一層の取組を推進するため、次の目標（指標）について、目標値を修正します。

数値目標	現状値(2024)	目標値(2030)
エネルギー消費量【再掲】	5,720TJ (2022年度値)	3,399TJ
EV スタンドの施設数（公共・民間）【再掲】	21 か所	30 か所
未整備地区における雨水管きよ整備地区数 ^{※1} 【再掲】	4 地区	〇地区
雨水貯留・浸透施設設置地区数 ^{※2} 【再掲】	3 地区	〇地区
飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費補助の件数 (TNR 活動の活用を含む) ^{※3}	1,512 件	2,000 件

※1 「小平市第二次下水道プラン」における目標値
7地区の整備により、未整備地区での雨水管きよ整備率は20.5%(2019)から24.2%(2025)となる見込み
雨水管きよ整備率(%)=雨水管きよ整備済み区域面積/雨水管きよ整備対象区域面積(分流式下水道654.6ha)×100

※2 「小平市第二次下水道プラン」における目標値
7地区の整備により、490 m³から920 m³程度の処理量を見込む
処理量(m³)=浸透量(m³/hr)+貯留量(V)
浸透量(m³/hr):1時間あたりの地中にしみ込む水の量

※3 「TNR活動」とは、「飼い主のいない猫」をTrap(捕獲)してNeuter(不妊去勢手術)を行い、Return(元の場所に戻す)ことで繁殖を防止し、「地域の猫」として一代限りの命を全うさせることで、「飼い主のいない猫」に関わる苦情や殺処分の減少を目指す取組。

第7章 市が実施する事業者としての取組【エコダイラ・オフィス計画】

市は、地球温暖化対策をはじめとする環境施策の推進を図るため、平成 14(2002)年度にエコダイラ・オフィス計画、平成 21(2009)年度に第二次エコダイラ・オフィス計画(以下、「前計画」という。)を策定し、温室効果ガス排出量の削減に取り組んできました。

近年、環境問題を取り巻く社会情勢は大きく変化しており、さらに市施設の老朽化等に伴う更新や猛暑等による空調設備の利用増加等により、エネルギー使用量は増加する傾向にあります。

このことから「2030 年度における市全体の CO₂ 排出量を 50%削減」及び国の地球温暖化対策計画の方針に基づき、「2030 年度に基準年度(2013)比 51%削減」を目指すことは困難を伴うものとなっています。

しかし、令和 32(2050)年の「小平市ゼロカーボンシティ」実現し、地球温暖化対策に率先して貢献する姿勢を示すため、引き続き CO₂ 排出量削減目標の達成に向けて行う本市の新たな取組について、以下にその内容を示します。

なお、令和 7(2025)年 2 月 18 日に閣議決定された地球温暖化対策計画に基づく「政府実行計画」では、政府全体の温室効果ガス排出量を基準年度(2013)比で令和 17(2035)年 65%削減、令和 22(2040)年 79%削減を目標としたことを踏まえながら、本市の取組を進めます。

1 現状

本市では、市の事務・事業から発生する CO₂ 排出量について、公共施設に太陽光発電システムを導入することで、自然エネルギーによる電力確保とエネルギーの地産地消の推進に努めてきたほか、東日本大震災以降、小平市節電対策基本方針に基づき、ソフト対策(照明の間引きや一斉消灯等)や職員の節電努力等の取組を進めています。

そうした中、令和 2(2020)年度から令和 3(2021)年度にかけて新型コロナウイルスの猛威が国内を席卷し、3 密を避ける新たな生活様式の取組等の影響を受けて本市の CO₂ 排出量は減少したものの、コロナ禍が落ち着いた令和 4(2022)年度以降、本市の CO₂ 排出量は再び上昇に転じました。

こうした状況下にあいながらも、本市では CO₂ 排出量の削減に向けた取組を継続的に続けており、令和 6(2024)年度には CO₂ 排出量が減少に転じています。

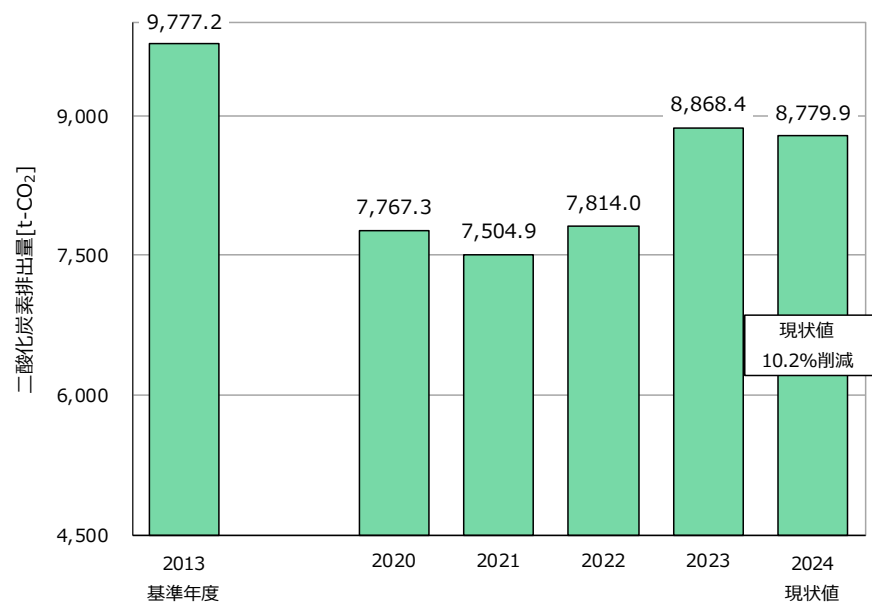


図 0-6 小平市の公共施設の CO₂ 排出量の推移

表 0-3 取組ごとの実施状況（令和 6(2024)年度末実績）

取組項目		目標	実績値	
省エネルギーの推進	水道使用量	使用量を抑制する	325,553 m ³	
	電気使用量		14,042,636 kWh	
	ガス使用量		都市ガス	1,067,428m ³
	その他	公共施設の LED 化 令和 12(2030)年度までに LED 照明導入率 80%とする	LP ガス	10,513.7m ³
LED 照明導入率 67.6%				
エネルギーの有効活用		再生可能エネルギーの利用・導入の推進 エネルギー使用量の見える化	40 施設、497.7kW	
環境に配慮した公共施設の整備		施設の計画、運用、廃棄までのライフサイクルを通じ、環境負荷を軽減させる。	公共施設の整備にあたっては、環境配慮型建材及び再生材量の積極的な利用と建築廃棄物の適正処理を実施	
緑化の推進			緑のカーテンの設置 46 施設	
環境に配慮した自動車の利用	CO ₂ 排出量	庁用車の ZEV（電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車）の導入促進（2030 年度までに 40 台）、EV インフラの整備及び燃料使用量の抑制	ガソリン	42,492kg-CO ₂
			軽油	5,320 kg-CO ₂
			電気自動車等導入率 16.3%（17 台/104 台）	
廃棄物の減量	廃棄物の排出量	廃棄物排出量 毎年度、前年度比減	廃棄物排出量 612,601kg	
	用紙購入量	令和 12(2030)年度までに 1,200 万枚以下を目指す。	資源化率 29.7%	
グリーン調達の推進		各課で環境に配慮した物品の調達に取り組む。	グリーン商品の購入及びリユースシステムの活用の取組状況 72%	
環境に配慮する意識の高い職員の養成		職員の環境に対する意識の向上を図り、研修や環境情報の提供を実施する。	・新任研修プログラム内において、エコダイラ・オフィス計画について説明し、職員ハンドブックを配布。 ・「エコドライブシミュレーター体験会」を実施。 ・エコダイラオフィスニュースを 2 回発行。	

2 課題

引き続き、職員一人ひとりが省エネ行動に努めますが、夏の暑さは年々厳しさが増し、健康面や業務効率の視点から柔軟に対応していかなければなりません。職員の節電努力によるエネルギー使用量の削減だけでは削減目標の達成が厳しいことから、並行して高効率で消費電力の低い機器の導入・改修や購入する電気の排出係数の低減化を進める必要があります。

3 対象期間

国の地球温暖化対策計画、市の第三次環境基本計画の目標に準拠し、令和 3(2021)年度から令和 12(2030)年度までの 10 年間とし、基準年度を平成 25(2013)年度、最終目標年度を令和 12(2030)年度とします。なお、環境や社会情勢の変化、計画の実施・進捗状況等を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

4 対象範囲

市が行うすべての事務・事業とし、庁用車や外部施設も含みます。なお、これらの対象施設は、施設の統廃合や組織改正等を踏まえ、計画の進行管理の中で必要に応じて見直します。

算定の対象となる温室効果ガスは 7 種類ありますが、市が排出する温室効果ガスのうち、二酸化炭素が多くを占めるため、温室効果ガス＝二酸化炭素とします。

なお、令和 7(2025)年 2 月 18 日に閣議決定した地球温暖化対策計画では、温室効果ガスを平成 25(2013)年度から令和 17(2035)年度に 65%削減、令和 22(2040)年度に 79%削減を国の目標としていることを踏まえ、本市においても令和 12(2030)年度以降も見据えた取組が必要です。

5 成果指標

指標 1

市の事務・事業に伴う CO₂ 排出量について、基準年度比で最終目標年度（令和 12 年度）までに 51%削減します。

指標 2

全職員が環境への影響を自覚し、「指標 1」を担う環境配慮行動に取り組みます。

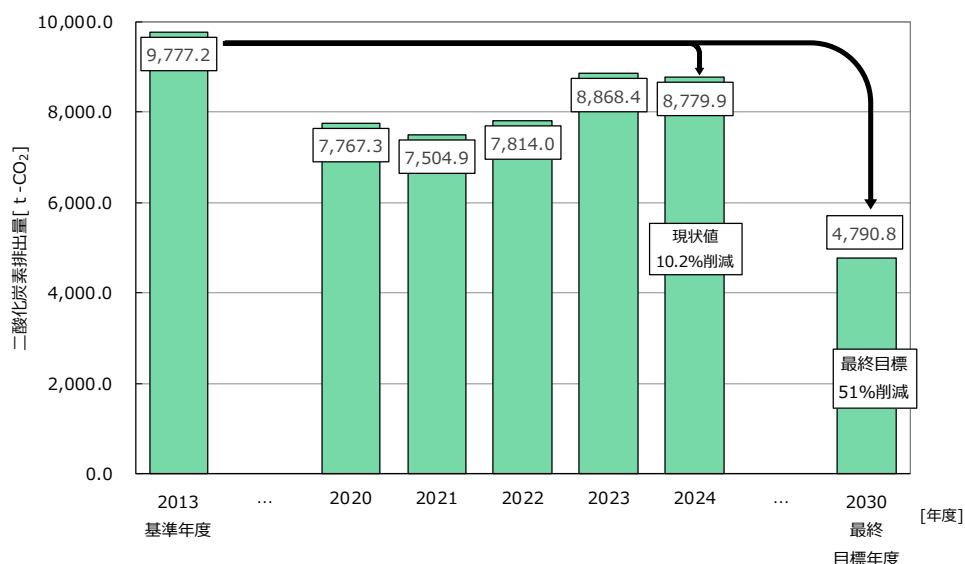


図 0-7 CO₂ 排出量の推移と目標値

毎年度各公共施設や庁用車から排出される二酸化炭素を算出し、排出状況を公表します。また、CO₂排出量に関連する環境配慮行動の成果も公表します。

計画期間中に施設が統廃合、新設された場合は、施設名称は残したまま排出量を合算する等、その都度対応し、全施設が一丸となって目標値の達成を目指します。

表 0-4 施設ごとの CO₂ 排出量と目標値(t-CO₂)

施設名称等		基準年度(2013)	現状値(2024)	最終目標(2030)
庁舎		763.6	446.3	△51%
地域センター		461.6	314.3	
小平元気村おがわ東		117.1	80.1	
市民文化会館		1,089.8	1,040.5	
保育園		381.7	343.8	
健康福祉事務センター		60.5	63.8	
福祉会館		300.8	231.9	
健康センター		134.1	83.8	
リサイクルセンター※1		46.2	122.9	
ふれあい下水道館		79.5	49.2	
小学校		2,433.6	2,659.4	
中学校		1,002.0	976.1	
学校給食センター※2		432.0	665.1	
市民総合体育館		593.8	425.5	
公民館		306.4	251.4	
図書館		671.3	409.6	
その他施設※3		818.0	568.4	
庁用車	ガソリン	74.7	△43.1	
	軽油	10.6	△50.0	
合 計		9,777.2	8,779.9	4,790.8

※1 リサイクルセンター…平成 30(2018)年度に建て替えが完了し、平成 31(2019)年 4 月より稼働
※2 学校給食センター…令和 4(2022)年度に建て替えが完了し、令和 5(2023)年 2 月より稼働
※3 その他施設…消防団分団、小平ふるさと村、平櫛田中彫刻美術館、鈴木遺跡資料館、市民プール、テニスコート、グラウンド、子どもキャンプ場、学童クラブ、ほのぼの館、さわやか館、たいよう福祉センター(障害者福祉センター)、あおぞら福祉センター、公園、建設事業所、公衆トイレ、自転車駐車場等

6 取組

CO₂排出量削減に向けた環境配慮行動を 7 項目に分類し、具体的取組を位置付けます。なお、環境問題を取り巻く社会情勢の変化に伴い、7 項目に属さない有効な取組が新たに生じた際は、柔軟に対応します。

■項目 1 省エネルギーの推進

電気・ガス・燃料等のエネルギー使用量の抑制は、CO₂排出量の削減に直結することから、エネルギー使用量の抑制を推進するとともに、水道の適正利用を図ることは浄水処理や排水処理等を行う上下水施設等のエネルギー使用量の削減に寄与することから、水道使用量の抑制についても目指します。

また、公共建築物の新築、建て替え及び改修にあたっての環境配慮方針を策定する

とともに、新築・改築にあたっての、ZEB 化（※）の方針を定めます。

※「ZEB 化」の ZEB とは、Net Zero Energy Building の略称で、「ゼブ」と読み、快適な室内環境を実現しながら、建物で消費する年間のエネルギー収支をゼロにすることを目指した建物のこと。省エネの割合に応じてランク分けされ、創エネ技術の活用により 75%以上削減するものを NearlyZEB、省エネ技術のみで 50%以上削減するものを ZEB Ready、30～40%削減するものを ZEB Oriented という

【具体的な取組】 【関連項目】

- ・年間を通して省エネ・節電を意識した働きやすい服装で業務を行います。
- ・適正な室温の目安を夏季期間は 28℃、冬季期間は 19℃とします。なお、熱中症予防や体調管理の観点も踏まえ、無理のない範囲で、エアコンの設定温度を適正に管理します。
- ・空調を稼働する時期は、使用前に室外機のフィンコイル、フィルターの清掃を行います。また、ブラインドや緑のカーテンを活用し、室温上昇を抑制する工夫を行います。
- ・給湯設備は、運転時間の調整や温度管理など、適切な運転管理を行います。
- ・照明は、終日必要最低限の点灯に努めるとともに、離席時における消灯の徹底などこまめな対応を図ります。
- ・使用しないパソコンの電源切断やスリープモード、プリンターやコピー機の節電モードの活用を切るなど不必要な電力使用を解消します。
- ・職員のエレベーター使用は、体調等を考慮のうえで極力控え、「3up、4down」を合言葉に、階段の利用を奨励します。
- ・節水を励行し、水道の使用量の削減に努めます。
- ・毎月、エネルギーや水道使用量等の把握および管理を行い、漏電や漏水の早期発見や運用改善に努めます。
- ・AI や ICT、IoT などを活用した職場環境の整備や働き方の多様化、DX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進により、環境負荷の低減に努めます。

重点取組 1 LED 照明導入率 80%

平成 30(2018)年度に実施した「小平市カーボン・マネジメント強化事業」により、公共施設の照明器具の LED 化は CO₂排出量の削減効果が大きいことがわかりました。

国際条約の水俣条約において、令和 2(2020)年 12 月 31 日以降は一定以上の水銀含有量を有する特定水銀使用製品の製造、輸出入が禁止になった事を踏まえ、各メーカーは蛍光灯器具の生産を順次終了しており、交換時は価格高騰等のリスクが生じるため、早めの LED 照明への入れ替えが必要であることも踏まえ、公共施設への LED 照明導入を順次進めて参ります。

■ 項目 2 再生可能エネルギーの活用

太陽光発電はエネルギー消費量の削減に、環境に配慮した電力調達は排出係数の低い電気の利用につながり、CO₂排出量の削減が図られます。小平市の平らな地形を生かして、太陽光発電により再生可能エネルギーを創出することで、必要なエネルギー量の補完を目指します。

また、市内の清掃工場がごみ焼却熱で発電した電気を公共施設に供給するほか、電気以外のエネルギーについてもゼロカーボンのエネルギーの導入を推進します。

【具体的な取組】 【関連項目】

- ・より一層、太陽光などの再生可能エネルギーやカーボンオフセット都市ガスなど、ゼロカーボン（カーボンニュートラル）エネルギーの利用・導入を推進します。
- ・環境に配慮した電力の調達に努めます。
- ・各施設のエネルギー使用量の前年比等の公表により「見える化」を図り、エネルギーの効果的な使用に努めます。【項目 1】
- ・公共施設の休館日における太陽光発電の余剰電力分の活用方法を検討します。
- ・雨水を貯留し、草木への水やり、トイレの洗浄、打ち水などに活用します。【項目 1】
- ・小平・村山・大和衛生組合の新ごみ焼却施設におけるごみ発電を市役所・小中学校・一部の地域センターへ供給する電力地産地消事業を実施します。

重点取組 2 エネルギー使用量の「見える化」

エネルギー集計・管理システムを導入したことで各施設の使用量の把握が容易になったため、四半期ごとに使用量の前年比等を公表し、「見える化」を図ります。

異常値の発生有無や各施設で取り組む省エネ対策の結果を短いスパンで認識することで、各施設のエネルギー使用量削減に向けた推進スピードを加速させます。

特に電気の使用に伴う CO₂ 排出量は、市が排出する CO₂ 排出量の約 8 割を占めるため、電気に関する省エネ情報や電力排出係数による変動等を啓発します。

■ 項目 3 環境に配慮した公共施設の整備

公共建築物の新築、建て替え及び改修においては、省エネ・創エネ・緑化など、環境に配慮した整備を進めてきましたが、今後は、公共施設の新築・改築にあたって、主要な建物は原則 ZEB Oriented 相当以上の ZEB 化を図ります。

なお、地球温暖化対策推進法に基づく政府実行計画においては、政府の施設について「今後予定する新築事業については原則 ZEB Oriented 相当以上とし、2030 年度までに新築建築物の平均で ZEB Ready 相当となることを目指す」とされていることを踏まえ、ZEB Ready 以上についても検討することとします。

公共施設の蛍光灯については、水銀水俣条約発効及び国内法規制に伴い、LED 照明への改修を積極的に進めます。

【具体的な取組】 【関連項目】

- ・断熱性の向上及びエネルギー効率の高い空調設備の導入のほか、内装の木質化などによるエネルギー使用量の削減に努めます。【項目 1・項目 2】
- ・雨水利用設備や植栽を施すなど、雨水の有効利用による水循環の再生と緑の創出に努めます。【項目 1・項目 2】
- ・フロンや代替フロン、アスベスト、PCB、PFOS 等の適正回収・処理に努めた修繕・解体を行います。
- ・屋上・ベランダ・壁面に緑を配置するなど緑化を推進します。【項目 1】
- ・公共施設における太陽光パネルの設置は、倉庫屋上や喫煙所など、小規模な施設への設置について柔軟に検討します。
- ・公共建築物の新築、建て替え及び改修においては、照明器具の LED 化のほか、断熱材など環境配慮型建材の使用、省エネ設備・機器の導入やエコマテリアルの使用等について配慮しつつ設計する方針とします。
- ・公共施設の LED 化を積極的に進めるとともに、施設の規模等に応じて、リース方式や ESCO 事業の活用を図ります。
- ・公共施設の新築・改築の際、主要な建物は原則 ZEB Oriented 相当以上の ZEB 化を図るとともに、ZEB Ready 以上についても検討することとします。
- ・地域の防災力強化に資する防災拠点や夜間利用のある公共施設を対象とした再エネ・蓄エネの導入を検討します。

■項目 4 環境に配慮した自動車の利用

環境配慮の視点から庁用車の買い替え時は ZEV(電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車)の購入を進めていきます。特に、電気自動車は外部に給電することができ、災害時にも電源として活用することができます。

また、引き続きノーカーデーの実施やエコドライブの周知を通して燃料使用量の抑制を図ります。

【具体的な取組】 【関連項目】

- ・庁用車の新たな購入、リース等については、ZEV の導入を進め、排気量や出力、積載量等を必要最小限とするとともに、非常時の活用方法を検討します。【項目 2】
- ・庁用車の使用については、エコドライブの推進、ノーカーデーの徹底に努めます。【項目 1】
- ・移動が伴う業務では、庁用車利用の必要性を十分に考慮するとともに、自転車や公共交通機関を積極的に活用します。【項目 1】
- ・庁用車の空調は適正な利用に努めます。【項目 1】
- ・走行量、燃料使用量、給電量の把握・管理を行います。
- ・電気設備容量の不足で EV 用充電器等の増設ができない公共施設へのデマンド制御機器の設置等を検討します。

■項目 5 廃棄物の減量

廃棄物の減量は、廃棄物の処理に伴い生じる二酸化炭素の削減につながります。

「小平市一般廃棄物処理基本計画(改訂)」に基づき、3R(リデュース、リユース、リサイクル)に努め、廃棄物排出量は毎年度、前年度比減とします。用紙購入量については、過去 10 年間の実績を鑑み、最終目標年度までに 1,200 万枚以下を目指します。

本市ではこれらの目標達成に向けた重点取組として、ペーパーレス化の推進による紙使用量の削減を推進します。

【具体的な取組】 【関連項目】

- ・再生利用や長期利用が可能な製品を購入・使用し、使い捨て製品の購入・使用を抑制します。
- ・使用可能な備品類等は、リユースシステムを活用し、他課での有効使用を図ります。
- ・資源とごみの分別を徹底し、特に紙類の資源化を推進します。
- ・マイ箸、マイバッグ、ふろしきを活用します。
- ・文書総合管理システムによる電子決裁の一層の促進、や電子資料等を活用したでの会議のペーパーレス化、印刷前の原稿チェック、両面印刷、2 in 1 印刷、裏面再利用の徹底等により紙使用量の削減に努めます。【項目 1】
- ・外部から持ち込んだ雑誌や食品のごみ(容器、包装紙)等は持ち帰ります。
- ・紙媒体による発行の必要性が認められる刊行物を除いて、原則として、紙媒体での発行を廃止し、PDF ファイルでの提供によるものとします。

重点取組 3 ペーパーレス化の推進(紙使用量の削減)

限りある資源を有効に活用するとともに、用紙・印刷コストの削減及び勤務時間の有効活用や生産性向上のため、ペーパーレス化を図ります。

ICT 技術を活用することや、会議の目的によって資料の閲覧方法を見直すことは、紙の使用量の削減や業務効率等の改善につながります。

近年、古紙需給環境の変化に伴い、印刷用紙を中心に価格の高騰が起こり、入手困難な状況です。印刷を必要とする場合でも、重複資料作成の抑制、適正部数の印刷を遵守します。

■ 項目 6 グリーン調達の推進(環境に配慮した製品の利用促進)

物品やサービスを購入する際、環境負荷の小さいものを選択することをグリーン調達といいます。限りある資源を有効活用することは、森林資源の保全、製造時のエネルギー削減等、地球の環境保全に重要です。引き続き、グリーン調達指針に従い、環境に配慮した物品の調達を行います。

【具体的な取組】 【関連項目】

- ・物品の購入前に代替手段があるかどうか検討し、環境負荷の少ない製品を必要数選択します。【項目 5】
- ・従来通り購入する製品については、価格や品質に加え、環境負荷低減の視点を加え再検討します。
- ・国内の需給環境を踏まえ、可能な限り特定調達物品の調達に努めます。

■ 項目 7 環境に配慮する意識の高い職員の養成

環境配慮に向けた取組のルールを定めても、その取組が実践されなければ意味があ

りません。実際に行動を起こすのは職員であることから、環境に配慮する意識の高い職員の養成は重要な取組です。

引き続き、職員向けの研修や情報提供をととして環境配慮に接する機会を創出していきます。

【具体的な取組】 【関連項目】

- ・職員向け研修の実施やニュース・ハンドブック等の発行により、二酸化炭素排出量削減に向けた有効な知識等に係る教育・啓発を図ります。
- ・施設管理者に対して、二酸化炭素排出量削減に向けた運用方法の啓発を図ります。
- ・二酸化炭素排出量を大幅に削減した施設や施設担当課を評価し、公表します。
- ・知見のある事業者に、職員向け研修の講師派遣や、関係施設見学会の開催等を依頼します。

7 推進体制及び進行管理

取組の進行管理については、環境基本計画の一部として第6章2 進行管理のとおり行います。